

## 答 申 書 附 屬 資 料

令和 7 年 12 月 25 日

川越市上下水道事業経営審議会

## — 目 次 —

1 はじめに	・・・ P 1
2 改定の必要性	
(1) 川越市公共下水道事業を取り巻く環境	・・・ P 1
(2) 令和 7 年度版経営戦略の策定	・・・ P 1
(3) 使用料改定の必要性	・・・ P 2
3 改定の考え方	
(1) 使用料算定期間	・・・ P 2
(2) 改定時期	・・・ P 2
(3) 改定率	・・・ P 2
(4) 使用料体系	・・・ P 2
① 二部使用料制	
② 排除量区分	
③ 用途区分	
(5) 使用料の算定方法	・・・ P 3
① 使用料対象経費の経費分解	
② 基本料金・従量料金への配分	
(6) 改定案	・・・ P 4
(7) 改定案に対する意見	・・・ P 6
4 結びに	・・・ P 7

### 資 料

【資料 1】川越市上下水道事業管理者から審議会への諮問書	・・・ P 8
【資料 2】令和 7 年度 川越市上下水道事業経営審議会開催経過	・・・ P 9
【資料 3】令和 7 年度 川越市上下水道事業経営審議会委員名簿	・・・ P 10

## 1 はじめに

当審議会では、下水道使用料について、平均改定率 38.1% の改定を行うことが適当である内容の答申を令和 7 年 12 月 25 日付けで行いました。

本答申書附属資料は、審議の経緯や、審議会で出された意見についてまとめたものです。

## 2 改定の必要性

### (1) 川越市公共下水道事業を取り巻く環境

公共下水道は、公衆衛生の維持や水質保全、浸水防止に欠かせない社会基盤であり、市民の清潔で快適な生活を支える役割を果たしています。

川越市の公共下水道事業は、県内他団体に先駆けて第一次下水道工事が昭和 2 年に竣工し、その後も積極的に整備が進められたことにより、令和 7 年 3 月末には普及率が 87.6% に達し、多くの市民が公共下水道を使用して生活しています。

こうしたなか、令和 7 年 1 月に県内で発生した大規模な道路陥没事故を契機として、老朽化した管きよの更新や大地震等の自然災害への備えの重要性が改めて認識されています。

また、近年、原材料費や燃料費の高騰、人件費の上昇などにより、老朽化した下水道施設の維持管理や更新にかかる経費が増加していくことが懸念されています。さらに、埼玉県の流域下水道維持管理負担金 1 m<sup>3</sup>当たりの単価は、令和 6 年度までは税込み 32 円でしたが、令和 7 年度には 38 円、令和 8 年度からは 43 円と、2 年間で 34.4% の引き上げが行われることとなりました。

このように経費が増大していく一方、主に人口減少に伴う水需要の減少により、下水道使用料収入の減少が見込まれています。また、使用料の対象となる経費を使用料収入でどの程度回収できているかを示す指標である「経費回収率」が 100% を下回る状況が続いているおり、経営環境は、より厳しくなることが見込まれています。

### (2) 令和 7 年度版経営戦略の策定

このような課題に対応するため、令和 6 年度に、川越市上下水道事業経営戦略（令和 7 年度版）が策定されました。同戦略においては、事業の現状と課題を整理し、将来の事業環境を予測して経営の基本方針を定め、それらをもとに、今後 10 年間の投資・財政計画が作成されています。この投資・財政計画においては、将来にわたって安全・安心な下水道サービスを継続していくことができるよう、必要な施設更新や維持管理を行うための財源を確保するために、令和 8 年 10 月に 40%、令和 13 年 10 月に 10% の使用料改定が必要であるとの結論に至っています。

### (3) 使用料改定の必要性

当審議会では、川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）に基づき、改めて使用料改定の必要性について審議を行いました。現行の使用料体系を継続した場合、令和7年度に赤字となり、以降、経営状況が悪化していくことが見込まれました。したがって、健全な事業経営及び将来にわたり安全・安心な下水道サービスを提供していくためには、使用料改定を行うことはやむを得ないものとしました。

## 3 改定の考え方

### (1) 使用料算定期間

使用料の算定にあたっては、一定の期間を定め、その期間内における収支均衡を図ることが必要です。社会経済情勢の変化に柔軟に対応するためには定期的な使用料体系の見直しが必要であること、また、埼玉県に支払う流域下水道維持管理負担金の単価についても今後5年ごとに見直される見込みであることから、使用料算定期間は、「令和7年度から令和11年度まで」の5年間に設定することが適当であるとしました。

### (2) 改定時期

先述のとおり、令和7年度から令和8年度にかけて流域下水道維持管理負担金が大幅に引き上げられることなどから、令和7年度以降赤字を計上する見込みとなっているため、早急に使用料改定を行う必要があります。一方、使用料改定は市民生活及び事業活動に影響を及ぼすものであるため、改定内容に係る周知期間を十分に確保する必要があります。これらを考慮した結果、使用料改定時期は「令和8年10月1日」が適当であるとしました。

### (3) 改定率

今後、施設の老朽化への対応や耐震化、流域下水道維持管理負担金の値上げ等による経費の増加により、財源の不足が見込まれます。

この財源を確保する際は、使用料改定（現世代負担）による資金の確保と、企業債借入れ（将来世代負担）による資金の確保のバランスを考慮する必要があります。

将来世代にできるだけ負担を先送りせず、現世代との負担のバランスを考慮した結果、改定率は40%程度に設定することが妥当であるとしました。

### (4) 使用料体系

#### ① 二部使用料制

現在は、排除量によらず一律で負担いただく基本料金と、排除量に応じて負担いただく従量料金で構成される「二部使用料制」を採用しています。二部使用料制は、下水道事業者にとっては基本料金で固定費を安定的に回収することができ、

使用者にとっては従量料金で自らが使用した量に応じて支払うことができる合理性のある使用料体系であることから、継続して採用することが適当であるとしました。

## ② 排除量区分

現在は、排除量区分を7区分に分けて設定しています。この排除量区分について近年の傾向を分析した結果、各区分の構成比率に大きな変動がみられず、また、当面は産業構造の変化も想定されていないため、現行の排除量区分（7区分）を継続して採用することが適当であるとしました。

## ③ 用途区分

現在の用途区分は「家事用その他」と「公衆浴場用」の2つを設定しています。

「公衆浴場用」は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）がその適用対象であり、銭湯は公衆衛生の向上に寄与する施設であることから、使用料を低廉に抑えるために設定された用途区分になります。そのため、現在、市内に銭湯は存在しませんが、2つの用途区分を継続して採用することが適当であるとしました。

なお、「公衆浴場用」の使用料については、その用途区分の設定理由に鑑み、今回は使用料改定の対象とはせず、現行の使用料を継続して採用することが適当であるとしました。

# (5) 使用料の算定方法

## ① 使用料対象経費の経費分解

使用料体系の検討にあたり、日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」の経費分解基準に従い、使用料対象経費を「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解しました。結果、使用料改定後の平均的な経営状況を示すこととなる令和10年度の使用料対象経費（4,279,936千円）は、需要家費：98,777千円、固定費：3,758,446千円、変動費：422,713千円となりました。

なお、経費のうち、埼玉県の流域下水道維持管理負担金の分解については、前回（平成21年度）の使用料改定時には、県が1m<sup>3</sup>当たりの単価を以て請求していることから全額を変動費としていましたが、荒川右岸流域下水道の経費の実態に応じて、「固定費比率70%・変動費比率30%」で分解することとしました。

### （参考）経費の種類

〔 需要家費：排除量とは関係なく、下水道使用者の存在によって発生する費用  
固定費：排除量とは関係なく、施設の規模に応じて固定的に発生する費用  
変動費：排除量の増減に応じて発生する費用 〕

## ② 基本料金・従量料金への配分

「下水道使用料算定の基本的考え方（2016 年度版）」に従い、需要家費は全額を基本料金に、変動費は全額を従量料金に配分することとしました。

固定費については、川越市では、固定費のうち基本料金に配分している割合が 7.9%程度（令和 6 年度）と低い状況にありますので、「30%\*」を基本とし、一般家庭等への影響も考慮した「25%」・「20%」とする案についても審議しました。

### ※ 固定費の基本料金への配分割合 30%を基本とした理由

- ・ 現状、固定費の基本料金への配分割合が低く、将来的に排除量の減少が見込まれる中、経営の安定化を図るために基本料金収入の割合を高めていく必要があること
- ・ 日本下水道協会は、固定費の 30%を基本料金に配分する例を示していること
- ・ 國土交通省による全国の下水道事業団体への調査結果から、全国的に固定費の 30%程度が基本料金に配分されているものと推察されること
- ・ 受益者負担適正化のため、全使用者に基本料金を一定程度ご負担いただく必要があること

## (6) 改定案

固定費の基本料金への配分割合に応じて案 A (30%)・案 B (25%)・案 C (20%) の 3 つの使用料表を作成しました。

基本料金については、需要家費の全額と、固定費については案ごとの配分割合に応じて配分額を算定し、その合計額を請求件数（すべて 1 か月換算）で除して算出しました。

従量料金については、すべての案で最小の排除量区分である「10 m<sup>3</sup>まで」の改定後の単価を 50 円とし、その他の排除量区分についてはおおよそ同率の改定率を乗じて改定単価を算出しました。

【各案の使用料表】

（1 月につき・税抜き）

区分	排除量	現行	案 A (固 30%)	案 B (固 25%)	案 C (固 20%)
基本料金		200 円	657 円	556 円	455 円
従量料金	10 m <sup>3</sup> まで	45 円	50 円	50 円	50 円
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	80 円	90 円	98 円	105 円
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	105 円	119 円	128 円	138 円
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	130 円	147 円	159 円	170 円
	50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	150 円	170 円	183 円	197 円
	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	175 円	198 円	214 円	229 円
	500 m <sup>3</sup> を超える分	190 円	215 円	232 円	249 円
平均改定率*			38.1%	38.4%	38.4%

※「平均改定率」について

各案の「平均改定率」は、使用料改定後の年度である令和9年度から令和11年度までの3年間における、「改定した場合の下水道使用料収入見込額の平均額」を「現行使用料を据え置いた場合の下水道使用料収入見込額の平均額」で除すことにより算出しています。

なお、議論を分かりやすくするため、審議会においては平均改定率と同程度の改定率である令和10年度の下水道使用料収入見込額を用いて審議しました。

【(参考) 排除量ごとの使用料金額早見表】

(1月につき・税抜き)

排除量	現行	案A	案B	案C
10 m <sup>3</sup>	650 円	1,157 円	1,056 円	955 円
20 m <sup>3</sup>	1,450 円	2,057 円	2,036 円	2,005 円
30 m <sup>3</sup>	2,500 円	3,247 円	3,316 円	3,385 円
40 m <sup>3</sup>	3,800 円	4,717 円	4,906 円	5,085 円
50 m <sup>3</sup>	5,100 円	6,187 円	6,496 円	6,785 円
60 m <sup>3</sup>	6,600 円	7,887 円	8,326 円	8,755 円
70 m <sup>3</sup>	8,100 円	9,587 円	10,156 円	10,725 円
80 m <sup>3</sup>	9,600 円	11,287 円	11,986 円	12,695 円
90 m <sup>3</sup>	11,100 円	12,987 円	13,816 円	14,665 円
100 m <sup>3</sup>	12,600 円	14,687 円	15,646 円	16,635 円
500 m <sup>3</sup>	80,100 円	91,087 円	98,146 円	105,035 円
1,000 m <sup>3</sup>	175,100 円	198,587 円	214,146 円	229,535 円
2,000 m <sup>3</sup>	365,100 円	413,587 円	446,146 円	478,535 円
5,000 m <sup>3</sup>	935,100 円	1,058,587 円	1,142,146 円	1,225,535 円
10,000 m <sup>3</sup>	1,885,100 円	2,133,587 円	2,302,146 円	2,470,535 円
20,000 m <sup>3</sup>	3,785,100 円	4,283,587 円	4,622,146 円	4,960,535 円

※ 排除量 20 m<sup>3</sup>の場合の計算例(案Aの場合)

①基本料金：657 円

②従量料金：1~10 m<sup>3</sup>まで 50 円×10 m<sup>3</sup> = 500 円

11~20 m<sup>3</sup>まで 90 円×10 m<sup>3</sup> = 900 円

下水道使用料金額 (①+②) : 657 円 + 500 円 + 900 円 = 2,057 円

## (7) 改定案に対する意見

上記(6)で検討した各改定案に対しては、委員から様々な意見がありました。主な意見を抜粋して以下に掲載します。

### 【案Aに対する主な意見】

- ① 将来、排除量が減少していくことを考えると、固定費の基本料金への配分割合を30%とする案Aにしておかないと経営が成り立たなくなると思われる。
- ② いずれの案を採ってもどこかに負担がかかるのは避けられないのであれば、経営面を考えて案Aが良いと考える。
- ③ 基本料金はある程度引き上げる必要がある。安定的な収入を確保するには案Aの基準が妥当である。
- ④ 少子高齢化の進行や少人数世帯の増加を考慮すると案Aが妥当。将来的な安定経営を図ることが重要である。
- ⑤ 今回の使用料改定で節水の進行に拍車がかかることが予想されるため、案Aのように基本料金である程度賄う必要がある。
- ⑥ 大口使用者への過度な負担増は業績悪化を招き、従業員の賃金上昇や雇用にもマイナスの影響を与える懸念があるため、案Aが妥当と考える。
- ⑦ 案Aは大口使用者の改定率が比較的低く抑えられるため、企業誘致などの面で有利になると思われる。
- ⑧ 案Aは従量料金単価の改定率に著しい差がなく、大口使用者である企業にも過度な負担をかけず、バランスが取れている。
- ⑨ 案Aは「10 m<sup>3</sup>まで」区分の単価と「500 m<sup>3</sup>を超える分」区分の単価の差額が少なく、受益者負担の観点から見ても優れている。
- ⑩ 一般家庭だけでなく、現在市内で事業を営む企業への負担も考慮すると、案Bまたは案Aが妥当であると考える。
- ⑪ 案Aが良いと考えるが、10 m<sup>3</sup>の使用料の県内順位が上位になる点は憂慮する。
- ⑫ 案Aは少量使用者と大口使用者の改定率の乖離が大きく、少量使用者への負担が大きい。
- ⑬ 案Aは排除量がゼロの場合、現行に比べ最も改定率が高くなることを憂慮する。
- ⑭ 案Aは少量使用者への負担が大きい案であるが、生活困窮者への配慮については使用料とは別の手段で検討すべきではないか。

### 【案Bに対する主な意見】

- ① 【再掲】一般家庭だけでなく、現在市内で事業を営む企業への負担も考慮すると、案Bまたは案Aが妥当であると考える。
- ② 経営的には基本料金の割合は高い方が良いが、一般家庭の負担を考えると急激な値上げは好ましくないと考える。バランスの取れた案Bが妥当と考える。

- ③ 案Bは固定費の基本料金への配分割合が25%であるが、その合理的理由は見出せない。また、「10m<sup>3</sup>まで」区分の改定率に対し、他区分の改定率を約2倍とするのは過度な負担差であると考える。

### 【案Cに対する意見】

- ① 一般家庭の視点で見ると、少しでも負担を抑えたいと考える市民は多いと思われる。また、極めて少ない排除量で生活している生活困窮者への一定の配慮は必要なため、基本料金が安い案Cが妥当と考える。
- ② 企業誘致については税金での対応も可能と考えると、大口使用者に一定の負担を求める案Cでも良いと思われる。それにより節水等、使用抑制の効果も期待される。
- ③ 案Cは、市内で事業を営む企業への影響が大きすぎる。
- ④ 案Cは既存企業への負担を考えると現実的ではないと思われる。
- ⑤ 案Cは固定費の基本料金への配分割合が20%であるが、その合理的理由が見出せず固定費の安定的な回収につながらない。また、「10m<sup>3</sup>まで」区分の改定率に対し他区分の改定率を約3倍とするのは、過度な負担差であり問題であると考える。

## 4 結びに

下水道使用料の改定に係る答申については、公共下水道事業を取り巻く環境を確認し、使用料改定の必要性、使用料体系のあり方などの審議を行ったうえで、平均改定率38.1%の案Aとしました。

改定案を決めるに当たっては、公共下水道事業の経営の安定化を図る観点や少量使用者、大口使用者へ求める負担の程度の観点などにおいて様々な意見が出されました。その中で、少量使用者に一定程度配慮がなされ、大口使用者に過度な負担とならない案Aを支持する意見が多く出されました。一方で、「極めて少ない排除量で生活している生活困窮者への一定の配慮は必要である」など、案B、案Cについて支持する意見も出されました。

答申は案Aとなりましたが、こうした議論を経て結論に至ったものであり、下水道使用料の改定を行う際には、様々な意見があったことにも留意されるよう願います。

最後に、今後も、川越市上下水道ビジョン並びに川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）に基づき、安全・安心な下水道サービスが将来にわたって提供されることを期待します。

【資料 1】

川越市上下水道事業管理者から審議会への諮問書

川總企第 157 号

令和 7 年 7 月 8 日

川越市上下水道事業経営審議会

会長 青木 亮様

川越市上下水道事業管理者

野口 幸範



下水道使用料の改定について（諮問）

下水道使用料の改定について、川越市上下水道事業経営審議会条例第 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

## 【資料2】

### 令和7年度 川越市上下水道事業経営審議会開催経過

回	日程・会場	議事
第1回	令和7年7月8日（火） 川越市北公民館 会議室1・2号	○諮問 ○下水道使用料の改定について
第2回	令和7年7月24日（木） 川越市中央公民館 軽体育室	○下水道使用料の改定について ①下水道使用料改定率（案） ②下水道使用料算定の基本的な考え方について
第3回	令和7年8月18日（月） 川越市中央公民館 軽体育室	○下水道使用料の改定について ①下水道使用料 基本料金の算定について
第4回	令和7年10月2日（木） 川越市やまぶき会館 B・C会議室	○下水道使用料の改定について ①下水道使用料の改定案について
第5回	令和7年10月23日（木） 川越市中央公民館 軽体育室	○下水道使用料の改定について
第6回	令和7年11月13日（木） 川越市役所 7A・7B会議室	○下水道使用料の改定について

【資料3】

令和7年度 川越市上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等
会長	青木亮	東京経済大学 経営学部教授
副会長	佐野勝正	公認会計士
委員	江田崇 (令和7年9月29日から)	川越市議会議員
委員	中野敏浩	川越市議会議員
委員	村山博紀 (令和7年9月28日まで)	川越市議会議員
委員	柿田有一	川越市議会議員
委員	片野広隆	川越市議会議員
委員	桐野忠	川越市議会議員
委員	小ノ澤哲也	川越市議会議員
委員	吉野郁恵	川越市議会議員
委員	山崎宏史	東洋大学 理工学部教授
委員	宮岡寛	川越市自治会連合会
委員	新井康夫	いるま野農業協同組合
委員	山口陽子	川越市女性団体連絡協議会
委員	野口典孝	川越東部工業会協同組合
委員	菅間和範	川越商工会議所
委員	横山三枝子	かわごえ環境ネット
委員	村上直	公募
委員	佐久間佳枝	公募